

●独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について (H26.6.25 CISO等連絡会議決定)

- 主務大臣から独法に示される**中期目標**(中長期目標・年度目標)に、**情報セキュリティ対策を講ずる旨を盛り込む。**
- 独立行政法人の**毎年の年度計画**(事業計画)に、**独法において独法ポリシーを定めるとともに、ポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じる旨を盛り込む。**
- 主務大臣は、独法の業務実績等を評価する際、**情報セキュリティ対策の実施状況についても評価する。**

- ☑ 主務大臣が独法に示す目標に、情報セキュリティ対策を講ずる旨を記載
- ☑ 独法は独法ポリシーを策定し、毎年の計画に情報セキュリティ対策を記載
- ☑ 主務大臣は、独法評価の際、情報セキュリティ対策について評価

●サイバーセキュリティ基本法(H26年法律第104号)(抄)・・・H28.4.15改正法成立

(国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第13条 **国は、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人※におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定(中略)サイバーセキュリティに関する演習及び訓練(中略)サイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。**

(所掌事務)

第25条 **本部は、次に掲げる事務をつかさどる。**

二 **国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価(監査を含む。)その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関すること。**

※ 特殊法人及び認可法人のうち、法人におけるサイバーセキュリティが確保されない場合に生ずる国民生活又は経済活動への影響を勘案して、国が該当法人におけるサイバーセキュリティの確保のために講ずる施策の一層の充実を図る必要があるものとしてサイバーセキュリティ本部が指定するもの。

- ☑ 国は、独法及び指定法人のサイバーセキュリティ対策に関し、統一的な基準を策定
- ☑ 戦略本部は、独法及び指定法人における対策の基準の作成及び施策の評価(監査を含む)を実施

統一基準群における独立行政法人等の位置づけ(見直し案)

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を、基本法に基づく国の行政機関及び独立行政法人等におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準と位置付ける。

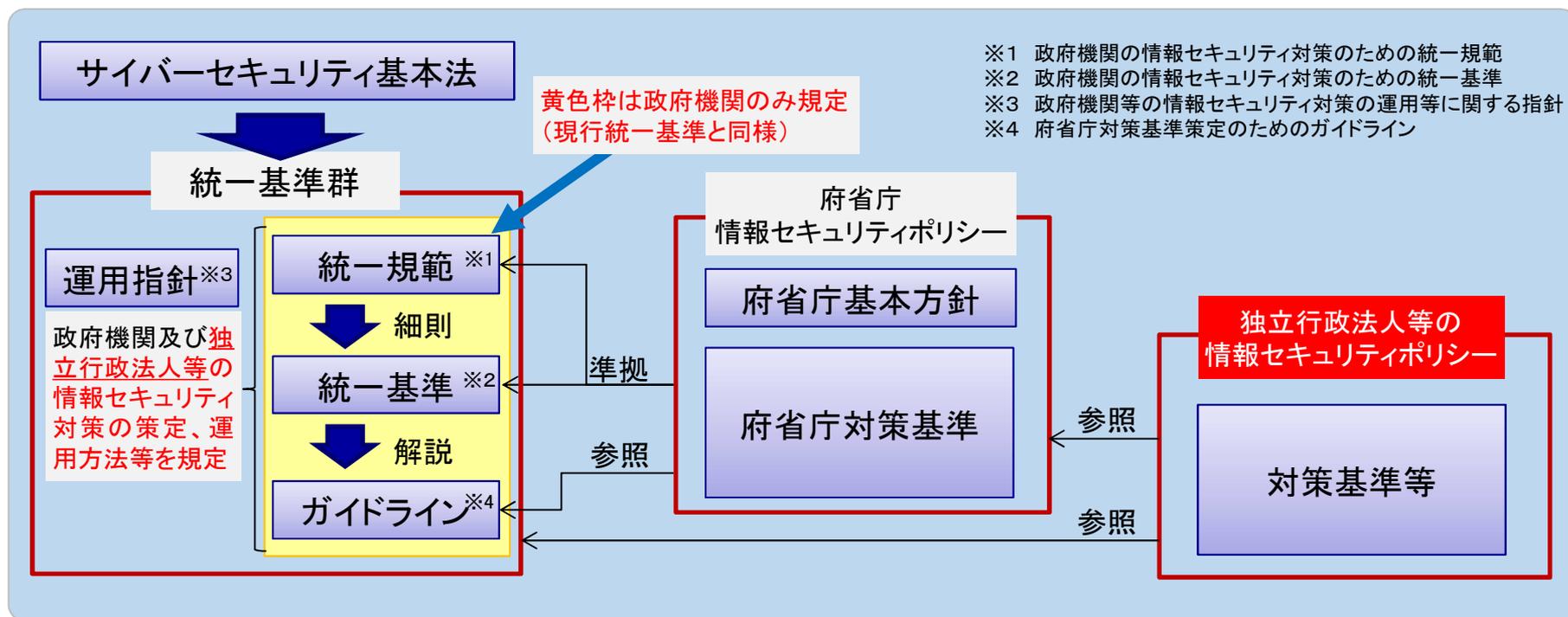


図 サイバーセキュリティ基本法と統一基準群及び情報セキュリティポリシーの関係

独立行政法人等は、政府機関と同様、統一基準に基づくマネジメント監査の対象となる。